

斑鳩町地球温暖化防止実行計画

【平成19年（2007年）度～平成23年（2011年）度】

平成19年6月
斑鳩町

斑鳩町地球温暖化防止実行計画 目次

第1章 計画策定の背景

- 1. 計画策定の経緯 1
- 2. 斑鳩町のこれまでの取組みと環境マネジメントシステムとの関係 1

第2章 基本的事項

- 1. 計画の目的 2
- 2. 計画の期間 2
- 3. 計画の範囲 2
- 4. 対象とする温室効果ガスの種類 3

第3章 計画の目標

- 1. 温室効果ガスの総排出量 4
- 2. 温室効果ガスの削減目標 5

第4章 具体的な取組事項

- 1. 電気使用量の削減 6
- 2. 水道使用量の削減 7
- 3. 重油使用量の削減 7
- 4. ガス使用量の削減 7
- 5. 紙使用量の削減 8
- 6. 公用車燃料使用量の削減 8
- 7. 職員の通勤による燃料の使用量削減 9
- 8. 廃棄物の減量と再資源化 9
- 9. グリーン購入の推進 9

第5章 計画の推進、点検体制

- 1. 推進体制 9
- 2. 点検・評価 11
- 3. 公表 11

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の経緯

私たちが暮らす地球は、産業革命以後の産業活動に伴う化石燃料の大量消費により、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に排出され、年々気温の上昇を続けています。

平成19年（2007年）に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）「第4次評価報告書」によると、今後、地球温暖化防止の対策を行わなければ、100年後には地球の平均気温は最大で6.4℃上昇すると予測されています。

このような地球温暖化問題に対する国際的な取組みとして、平成9年（1997年）、京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」において「京都議定書」が採択され、日本は温室効果ガスの総排出量を平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の間に平成2年（1990年）と比較して6%削減するという数値目標が課せられました。

この国際的な動きを受けて、国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年（1999年）4月に施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」の策定が義務づけられました。

2. 斑鳩町のこれまでの取組みと環境マネジメントシステムとの関係

斑鳩町では、平成7年（1995年）に「斑鳩町環境保全条例」を制定し、これまで、町民、事業者、町が一体となって、環境保全の推進に取り組んできました。

また、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題を解決するために、斑鳩町役場自らの施策及び活動が地球環境問題に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため、環境マネジメントシステムを構築し、平成15年（2003年）2月に環境管理に関する国際規格ISO14001の認証を取得しました。

これにより、平成17年（2005年）度においては、ISO14001適用範囲である本庁舎・保健センターにおける事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成13年度と比較して約9%^{*1}削減しています。

さらに、平成18年（2006年）10月には、これまでの本庁舎・保健センターの取組みに加え、水道庁舎にも運用を拡大し、今後も町内の公共施設に運用範囲を計画的に拡大していく予定です。

このような状況のもと、今回策定する「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条にいう「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」に該当するものであり、既に運用されている斑鳩町環境マネジメントシステムと相互に連携して、地球温暖化防止に向けた取り組みを行うものです。

(※1) 平成17年度の削減実績（本庁舎・保健センターのみ）

年 度	排出量 (kg-CO ₂)	削減率 (%)
平成13年度	347,872	——
平成17年度	317,686	8.68%

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、斑鳩町が行う事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制に向けて配慮すべき具体的な取組み事項を定め、実行することで、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とするものです。

2. 計画の期間

計画の期間は、平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの5年間とします。

また、計画の策定にあたっては、平成17年（2005年）度を基準年として削減目標を定めます。

3. 計画の範囲

(1) 計画の対象とする組織・施設等の範囲

計画の対象とする組織・施設等の範囲は、次のとおりとします。

なお、斑鳩町環境マネジメントシステム運用範囲の拡大とあわせて、計画の対象とする組織・施設等の範囲についても順次拡大していきます。

①町長部局	⑤監査委員事務室
②会計室	⑥選挙管理委員会事務局
③教育委員会事務局	⑦農業委員会事務局
④議会事務局	⑧上下水道部

※運用範囲拡大計画（第3次斑鳩町総合計画実施計画：平成22年度まで）

年 度	運用施設数	拡大予定施設
平成18年度	3施設	水道庁舎
平成19年度	5施設	衛生処理場・最終処分場
平成20年度	5施設	
平成21年度	8施設	中央公民館・東公民館・西公民館
平成22年度	11施設	斑鳩幼稚園・東幼稚園・西幼稚園

（2）計画の対象とする事務・事業の範囲

計画の対象とする事務・事業については、（1）の範囲において、町自らが実施する事務・事業とし、外部への委託等により実施する事務・事業は対象外とします。

4. 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項において削減対象となっている6種類の温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）および六ふっ化硫黄（SF₆）については、排出量の把握が極めて困難なため対象から除外し、この実行計画の対象となる温室効果ガスは、次の4物質とします。

①二酸化炭素（CO ₂ ）	油、天然ガス、石炭などの化石燃料、木と木製品などの燃焼により大気中に放出される。温室効果ガス全体の約6割を占める。
②メタン（CH ₄ ）	石炭、天然ガス、石油などの生産時と輸送の際、家畜の反芻や水田から排出される。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	主に自動車燃料の燃焼時に発生する。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自然には存在せず、工業製品として人工的に作られたガスで、カーエアコンの冷媒などに使用されている。

第3章 計画の目標

1. 温室効果ガスの総排出量

(1) 温室効果ガス別の総排出量

町の事務・事業において排出された平成17年(2005年)度における温室効果ガスの排出量は次のとおりです。

温室効果ガス名	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	346,692	98.62
メタン (CH ₄)	1,527	0.43
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2,833	0.81
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	488	0.14
合計	351,540	100

※ 排出量の算出には、環境省温室効果ガス総排出量の算定支援システム(2005年版)を使用しています。

(2) 排出原因による内訳

主な排出原因としては、役場本庁舎等、各施設における電気の使用があげられます。

排出原因	対象ガス	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気の使用	CO ₂	229,736	65.35
自動車の使用	CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O	61,246	17.42
燃料の使用(重油、ガス)	CO ₂	57,582	16.38
浄化槽の使用	CH ₄ , N ₂ O	2,488	0.71
カーエアコンの使用	HFC	488	0.14
合計	—	351,540	100

2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス総排出量の削減目標

削減目標は、平成17年（2005年）度の実績を基準に、平成23年（2011年）度を目標年度として、斑鳩町環境マネジメントシステムにおける項目ごとの目標値を用いて算出しました。

平成23年度総排出量（目標値）

326,932 kg-CO₂

町の事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を、平成23年度までに、平成17年度実績（351,540 kg-CO₂）から7%削減します。

(2) 取り組み項目別の削減目標

①温室効果ガスの削減に直接効果のある項目ごとの目標

目的	対象施設	目標	基準値（H17）
			目標値（H23）
電気使用量の削減	本庁舎	平成17年度を基準に8%削減する	493,410 kwh
			453,937 kwh
	保健センター	62,900 kwh 以下にする	64,327 kwh
			62,900 kwh
	水道庁舎	平成17年度を基準に7%削減する	50,030 kwh
			46,527 kwh
ガソリン使用量の削減	本庁舎	平成17年度を基準に6%削減する	19,462 リットル
			18,293 リットル
	保健センター	平成17年度を基準に3%削減する	5,977 リットル
			5,803 リットル
	水道庁舎	平成17年度を基準に3%削減する	5,977 リットル
			5,803 リットル
重油使用量の削減	本庁舎	平成17年度を基準に8%削減する	21,065 リットル
			19,379 リットル
ガス使用量の削減	保健センター	44m ³ 以下にする （*目標値の増加は保健センター事業数の増加による）	40m ³
			44m ³
	水道庁舎	40m ³ 以下にする	44m ³
			40m ³

②温室効果ガスの削減に間接効果のある項目

目的	対象施設	目標	基準値 (H17)
			目標値 (H23)
水道使用量の削減	本庁舎	平成17年度を基準に 8%削減する	2,512 m ³
			2,311 m ³
	保健センター	356 m ³ 以下にする	356 m ³
			356 m ³
コピー用紙使用量の削減	本庁舎 保健センター	平成17年度を基準に 120,000枚 (A4換算) 削減する	1,672,125枚
			1,552,000枚
廃棄物排出量の削減	本庁舎	平成17年度を基準に 41%削減する	361.3 kg
			213.2 kg
	保健センター	20.5 kg以下にする	32.9 kg
			20.5 kg
グリーン購入の推進	本庁舎 保健センター 水道庁舎	グリーン調達率 100%	95.7%
			100%

第4章 具体的な取組事項

温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組事項は、斑鳩町環境マネジメントシステム「エコいかるが運動実践手順書」に定める実践項目とします。

1. 電気使用量の削減

- ① 室内灯の照明は、午前8時からの使用を基本とし、昼休み（正午から午後1時）は、照明を半減する。（来客者や緊急時の場合は除く）
- ② カウンターの照明は、午前8時30分から午後5時30分までの使用を基本とし、昼休み（正午～午後1時）は、消灯する。（来客者の場合は除く）
- ③ 各課室毎に消灯責任者を決定し、責任を持って消灯する。
- ④ 勤務時間外（夜間等）の照明は、必要な部分の使用を基本とする。
- ⑤ トイレ、倉庫等の室内灯は、必要時以外消灯する。

- ⑥ 毎週水曜日をノー残業デーとし、午後6時までに消灯、全職員退庁する。
- ⑦ 課単位で、毎週水曜日以外に週1回のノー残業デーを設定し、午後6時までに消灯、退庁する。
- ⑧ エレベータ、自動ドアの使用を自粛する。
- ⑨ O A機器は、昼休み等30分以上使用しない場合は、電源を切る。
- ⑩ パソコンの電源設定は、5分間未使用時には、画面がスクリーンセーバー（黒画面）に切り替わる設定にする。また、15分間操作しないと自動的にスタンバイになるよう設定する。
- ⑪ 電気湯沸器のサーモスタットを80度に設定する。
- ⑫ 冷蔵庫の使用期間は6月から10月までとする。（期間以外はコンセントを抜く）
- ⑬ 個人持込による個人使用の冷暖房器具（扇風機、電気ヒーター等）、事務に関係のない電気機器（携帯電話の充電器等）の使用を禁止する。

2. 水道使用量の削減

- ① 水道水を流したまま使用しない。
- ② 洗い場、トイレ等水を使用する場所に節水の表示をする。
- ③ トイレで2度流しをしない。

3. 重油使用量の削減

- ① 冷房は6月中旬から9月下旬、暖房は11月中旬から3月下旬を目安として使用する。
- ② 室温は夏期28℃、冬期22℃を目安に設定する。
- ③ 冷暖房使用期間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、時間外勤務の冷暖房使用は禁止する。ただし、外部関係者を含む時間外の会議等の場合は除く。
- ④ 6月1日から9月30日は、ノーネクタイ、ノー上着等のエコスタイルを実施する。

4. ガス使用量の削減

- ① 瞬間湯沸器を使用後は、ぬるい温度設定に戻す。
- ② コンロの使用に際しては、鍋底の広さ以上に火炎を燃焼させないなど、節約に心がける。

5. 紙使用量の削減

- ① 両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ② ミスコピー用紙をコピー機、プリンタ近くに保存し、裏紙として活用する。
- ③ 庁内会議連絡や職員回覧等は庁内ネットワークの利用を徹底する。
- ④ 電子メール、電子掲示板の文書は、プリントアウトせずにパソコン画面で確認する。
- ⑤ パソコンからの不必要なプリントアウトを自粛する。
- ⑥ 会議資料（議会資料を含む）は、原則として画面コピーとし、内容を簡素化、省略化する。
- ⑦ 文書の共有化をすすめ、個人資料を削減する。
- ⑧ インターネットを活用（申請書類のダウンロード、ホームページの充実）し、印刷物を削減する。
- ⑨ ファックス送信票の使用を控える。
- ⑩ 刊行物の作成部数の適正化を図る。
- ⑪ 庁内でやり取りする文書について、形式的な添書を簡素化する。
- ⑫ お客様用の窓口用封筒は、希望者にのみ配布する。

6. 公用車燃料使用量の削減

- ① 待機時のエンジン停止、アイドリングストップを徹底する。
- ② 急発進、急加速等の抑制、経済速度の遵守等、環境に配慮した運転を励行する。
- ③ 公用車内を整理整頓し、無駄な荷物を積載しない。
- ④ 県庁出張等、他課と相乗りを実施する。
- ⑤ 自動車での来場自粛要請のある出張については、公用車を利用しない。
- ⑥ 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努める。
- ⑦ 近距離外出はできる限り自転車を利用する。自転車については、放置自転車を活用する。
- ⑧ 毎月20日をノーカーデーとし、公用車の利用を控える。（緊急時及び遠方以外）
- ⑨ 公用車更新時に低公害車（ハイブリッド、電気自動車、天然ガス、低排出ガス認定車）等環境に配慮した車種の導入に努める。
- ⑩ 公用車を普通車から軽自動車へ転換をすすめる。
- ⑪ 低公害車を導入した場合は、車体等に低公害車であることを記載し、アピールを行う。

7. 職員の通勤による燃料の使用量削減

- ① 毎月20日をノーマイカーデーとし、公共交通機関等の利用のほか、可能な手段により通勤する。
- ② ノーマイカーデー（20日）に実施できない職員は、任意の日に必ず月1回ノーマイカーデーを実施する。
- ③ ノーマイカーデーの自家用車による送迎は厳禁とする。

8. 廃棄物の減量と再資源化

- ① 課内に資源物と廃棄物の分別ボックスを設置し、「廃棄物の減量化・リサイクル推進手順書」に基づき適切に排出する。
- ② 詰め替え可能な製品を積極的に利用し、廃棄物を減らし、製品の長期使用に努める。
- ③ 必要以外のカタログ、ダイレクトメール等は、配布業者へ極力返却する。
- ④ 使用済み封筒を再利用する。
- ⑤ コピー機、プリンタのトナーカートリッジを回収し、再利用する。

9. グリーン購入の推進

- ① 「斑鳩町グリーン調達手順書」別表1に定める指定品目を購入する際は、グリーン商品を選択する。ただし、別表1に定めのない物品等に関しては、物品等の選択基準を最大限考慮して購入するものとする。
- ② 必要性を十分に考慮し、適正な数量を調達する。
- ③ 指定品目にかかわらず、グリーン商品を選択することにより、価格が高くなる場合であっても、購入量を適正化するなどの方法により、原則としてグリーン商品を優先的に選択することとする。
- ④ 会計室は、グリーン調達の推進に関して必要な情報を積極的に入手し、庁内LANを活用し、各課への情報提供を行うものとする。
- ⑤ 町職員は、一人ひとりが環境に配慮した消費者であるとの自覚を持ち、自らの職務においてグリーン調達を積極的に推進するほか、自らも様々な機会においてその普及促進に取り組むものとする。

第5章 計画の推進、点検体制

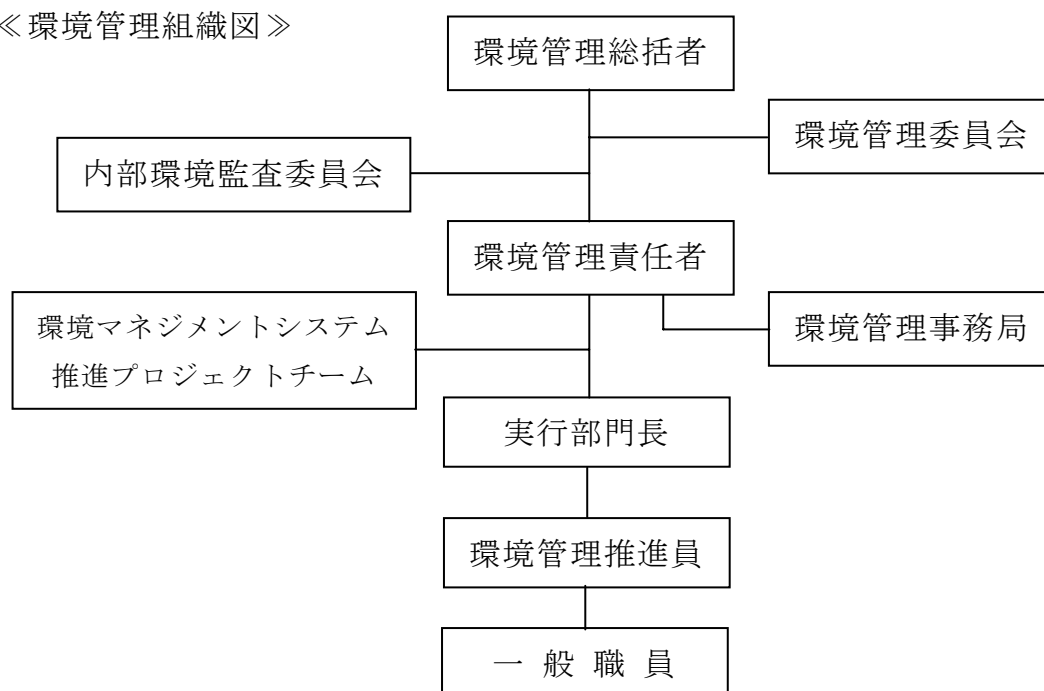
1. 推進体制

本計画の確実な実施、運用を図るため、本町で運用している斑鳩町環境マネ

マネジメントシステム環境管理組織を活用します。

- (1) 環境管理総括者（町長）
 - ・環境管理委員会の審議を経て、削減目標（斑鳩町環境マネジメントシステムにおける環境目標）の決定、見直しを行います。
- (2) 環境管理委員会（委員長：副町長）
 - ・削減目標について審議します。
- (3) 環境管理責任者（住民生活部長）
 - ・削減目標について案を作成し、環境管理委員会へ提案します。
 - ・排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の作成、見直しを行います。
- (4) 実行部門長（各部局長）
 - ・各実行部門の職員に対して、排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の周知を行います。
 - ・定期的な監視及び測定を行い、削減目標との適合について検討し、環境管理責任者に報告します。
- (5) 環境管理推進員（各課室局長）
 - ・各課室局内の職員に対して、排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の周知を行います。
 - ・定期的な監視及び測定を行い、削減目標との適合について検討し、実行部門長に報告します。
- (6) 環境マネジメントシステム推進プロジェクトチーム
 - ・各部門間においてシステム推進に関する各種調整を行います。

《環境管理組織図》



2. 点検・評価

各取組項目の管理課の環境管理推進員は、四半期（7月、10月、1月、4月）ごとに、各取組項目の実施状況について監視・測定を行い、実行部門長の承認を経て、環境管理責任者へ報告します。

環境管理責任者は、各取組項目の実施状況を取りまとめ、年に1回、環境管理委員会に報告します。

3. 公表

本計画の実施状況等については、斑鳩町環境マネジメントシステムの実施状況の公表とあわせて、年に1回実施します。

斑鳩町地球温暖化防止実行計画

平成19年6月5日 発行

斑鳩町住民生活部環境対策課

電話：0745-74-1001

FAX：0745-75-4455